

北海道旅客鉄道株式会社公告 第7号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和2年10月15日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、第58条第4項については令和2年3月14日から適用し、令和2年10月15日乗車となるものから施行する。

令和2年8月7日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第57条第2項第8号を次のとおり改める。

- (8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。

第58条第2項第8号を次のとおり改める。

- (8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。

同条第4項本文中「旅客が第59条の2」を「旅客が第59条の2第2号」に改める。

第74条の4第3項を次のとおり改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（「トランススイート四季島号」及び「36ぷらす3号」を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

第130条第1項第1号イの(ニ)のa中「b、c及びd以外の特別車両料金(A)」を「b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)」に改める。

同条同項同号イの(ニ)のdの次に次を加える。

e 特別急行列車 36 ぷらす 3 号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営 業 キロ地帯	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

同条同項同号ロの(ニ)の a 中「b 以外の個室」を「b 及び c 以外の個室」に改める。

同条同項同号ロの(ニ)の b の次に次を加える。

c 特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室（2 人用、4 人用、6 人用）
（1 人当たりの料金とする）

営 業 キロ地帯	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

。